

石川県公報

令和4年5月27日

第13510号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示	
○歳入の徴収事務の委託 (経営支援課)	1
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知 (森林管理課)	1
○一般国道の区域の変更 (道路整備課)	2
公 告	
○大規模小売店舗の新設の届出の公告 (経営支援課)	2
○大規模小売店舗の変更の届出の公告 (同)	3
○大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告 (同)	5
○土地改良事業計画の変更認可公告 (農業基盤課)	7
○県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告 (同)	7

告 示

石川県告示第213号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務を委託した。

令和4年5月27日

石川県知事 馳 浩

委 託 事 項	委 託 先		委 託 期 間
	所 在 地	名 称	
石川県産業展示館に係る使用料の徴収事務	金沢市袋島町南193番地	一般財団法人石川県県民ふれあい公社	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで

石川県告示第214号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和4年5月27日

石川県知事 馳 浩

- 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
白山市中宮オ11の4、11の11、ク6の3
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び白山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
白山市中宮オ9の2の1、白峰二十九号1の4
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐に係る伐採を禁止する。
白山市白峰二十九号1の4 所在の森林
イ その他の森林については、主伐は、択伐による。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び白山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第215号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり一般国道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、令和4年5月27日から同年6月10日まで縦覧に供する。

令和4年5月27日

石川県知事 馳 浩

路線名	道路の区域			関係図面の縦覧場所
	変更の区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	
415号	下記区間を道路区域に編入する。			羽咋土木事務所維持管理課
	羽咋市中川町ル94番1地先から 羽咋市福水町ろ20番1地先まで	9.70~118.70	1,572.4	

公 告

大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べるができる。

令和4年5月27日

石川県知事 馳 浩

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
クスリのアオキ松任新旭店
白山市新田町34-1 ほか
- 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 大規模小売店舗を設置する者
株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木 宏憲
白山市松本町2512番地
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社クスのアオキ 代表取締役 青木 宏憲
白山市松本町2512番地

- 3 大規模小売店舗の新設をする日
令和5年1月20日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,719平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
位置 縦覧による。
収容台数 60台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
位置 縦覧による。
収容台数 18台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
位置 縦覧による。
面積 142平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
位置 縦覧による。
容量 11.8立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前9時から翌午前0時まで
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から翌午前0時30分まで
一部午前8時30分から午後10時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
出入口の数 4箇所
位置 縦覧による。
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 7 届出年月日
令和4年5月19日
- 8 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び白山市産業部商工課
- 9 届出等の縦覧期間
令和4年5月27日から同年9月27日まで
- 10 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
令和4年9月27日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

令和4年5月27日

石川県知事 馳 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スポーツデポ金沢大桑店
金沢市大桑2丁目405番ほか
 - 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) オリックス株式会社
代表取締役 藤木 保彦
東京都港区浜松町二丁目4番1号
(変更後) オリックス株式会社
代表取締役 井上 亮
東京都港区浜松町二丁目4番1号
 - (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(変更前) (仮称) スポーツデポ金沢大桑店
金沢市大桑町大桑第三土地区画整理事業区域内35街区
(変更後) スポーツデポ金沢大桑店
金沢市大桑2丁目405番ほか
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社アルペン
代表取締役 水野 泰三
愛知県名古屋市区児玉3丁目35番18号
(変更後) 株式会社アルペン
代表取締役 水野 敦之
愛知県名古屋市中区丸の内二丁目9番40号
 - 3 変更の年月日
 - (1) 平成23年1月1日
 - (2) 名称について 平成19年11月9日
所在地について 平成21年4月18日
 - (3) 住所について 平成19年10月1日
代表者について 平成28年9月28日
 - 4 変更する理由
 - (1) 代表者を変更したため
 - (2) 名称の確定及び所在地の変更をしたため
 - (3) 代表者及び住所を変更したため
 - 5 届出年月日
令和4年5月16日
 - 6 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商工業振興課
 - 7 届出等の縦覧期間
令和4年5月27日から同年9月27日まで
 - 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
令和4年9月27日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課
-
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ゴルフ5金沢大桑店
金沢市大桑2丁目421番ほか

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) オリックス株式会社
代表取締役 藤木 保彦
東京都港区浜松町二丁目4番1号
(変更後) オリックス株式会社
代表取締役 井上 亮
東京都港区浜松町二丁目4番1号
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(変更前) (仮称) ゴルフ5金沢大桑店
金沢市大桑町大桑第三土地区画整理事業区域内35街区
(変更後) ゴルフ5金沢大桑店
金沢市大桑2丁目421番ほか
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社アルペン
代表取締役 水野 泰三
愛知県名古屋市区児玉3丁目35番18号
(変更後) 株式会社アルペン
代表取締役 水野 敦之
愛知県名古屋市中区丸の内二丁目9番40号

3 変更の年月日

- (1) 平成23年1月1日
- (2) 名称について 平成19年11月9日
所在地について 平成21年4月18日
- (3) 住所について 平成19年10月1日
代表者について 平成28年9月28日

4 変更する理由

- (1) 代表者を変更したため
- (2) 名称の確定及び所在地の変更をしたため
- (3) 代表者及び住所を変更したため

5 届出年月日

令和4年5月16日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商工業振興課

7 届出等の縦覧期間

令和4年5月27日から同年9月27日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和4年9月27日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

令和4年5月27日

石川県知事 馳 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

クスのアオキ泉野出町店

金沢市泉野出町4丁目1302番 ほか

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 新設

公告日 令和4年1月14日

3 市町の意見の概要

市町名 金沢市

意見の概要

(1) 騒音の発生に係る事項

- ・ 夜間騒音の最大値が予測地点（B，D）で、規制基準を超過している。騒音対策を徹底し、近隣からの苦情が発生しないようにすること。また、苦情が発生した場合は、速やかに対応すること。
- ・ 空気圧縮機及び送風機（原動機定格出力3.5kW以上のもの）、冷凍冷蔵用ガス圧縮機（原動機定格出力7.5kW以上のもの）、空調用ガス圧縮機（原動機定格出力7.5kW以上のもの）は、金沢市環境保全条例に基づく特定施設に該当するため、本課あて届出書を提出すること。なお、特定施設を設置する事業場については、敷地境界にて騒音の規制が適用される。予測地点における騒音値が規制値を超過する場合は必要に応じて対策を講じること。

(2) その他の事項

- ・ 景観法に基づく届出が必要です。
- ・ 屋外広告物等を設置する場合は、事前協議してください。
- ・ 屋外照明設備を設置する場合は、屋外照明設備設置等実施計画書の提出が必要です。
- ・ 事業に際して、道路部で掘削や破損等が生じた場合は、協議の上現況復旧してください。
- ・ 歩道の切り下げについて新規又は変更等がある場合は、24条申請が必要となります。

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

令和4年5月27日から同年6月27日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ野々市

野々市市三納一丁目77 ほか

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

公告日 令和3年12月28日

3 市町の意見の概要

市町名 野々市市

意見の概要 意見なし

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

令和4年5月27日から同年6月27日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン松任ショッピングセンター

白山市平松102番地1 ほか24筆

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

公告日 令和4年1月11日

3 市町の意見の概要

市町名 白山市

意見の概要 意見なし

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

令和4年5月27日から同年6月27日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール白山

白山市横江町土地区画整理事業施行地区内1街区

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

公告日 令和4年1月14日

3 市町の意見の概要

市町名 白山市

意見の概要 意見なし

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

令和4年5月27日から同年6月27日まで

土地改良事業計画の変更認可公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり土地改良事業計画の変更を認可した。

令和4年5月27日

石川県知事 馳 浩

事業を行う者の名称	事業名	認可年月日
邑知瀉土地改良区	非補助土地改良事業 (維持管理)	令和4年5月20日

県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を定めたので、その関係書類を令和4年5月30日から同年6月27日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、土地改良法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この決定を知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。）、決定の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができる。

令和4年5月27日

石川県知事 馳 浩

地 区 名	事 業 名	縦覧に供する書類	縦 覧 場 所
山 本 地 区	老朽ため池整備事業	県営土地改良事業計画書の写し	輪島市産業部農林水産課